

平成22年11月22日

宮崎地家裁総務課印

平成22年度宮崎地方・家庭裁判所委員会（第2回）における議事概要

1 開催日時等

日 時 11月19日（金）午後1時30分から午後3時20分まで

2 場 所 宮崎地方裁判所大会議室

3 出席者（委員別，50音順）

（地裁委員） 飯川薫，山下耕司，渡邊紘光

（家裁委員） 隈部智代，重水英次，篠原絵理，成見幸子，羽田正治，横山伸子

（兼務委員） 喜田久美子，坂井満，椎葉昌彦，山本展也，横山登，渡辺登

（同席者） 首席家裁調査官，家裁首席書記官

（庶務担当者） 地・家裁事務局長，家裁総務課長，同総務課課長補佐，同総務課庶務係長

4 議事

(1) 開会の言葉（家裁総務課長）

(2) 新任委員紹介（委員長）

喜田委員，山本委員，渡辺委員，山下委員，重水委員，羽田委員，横山（伸）委員
※羽田委員，横山（伸）委員は任命後初出席

5 意見交換会

・裁判所から説明

成年後見制度について

- ・成年後見制度手続説明（DVD視聴）
- ・成年後見制度の概要
- ・成年後見制度の現状と後見人教室の取組状況

・委員長：それでは，何かご質問はございますか。

・〇〇委員：禁治産の頃の制度に比べれば，随分ハードルが下がって申し立てやすい制度になっていると思われませんが，説明でもありましたように，この制度を必要とされる方々が利用するためには，国民がこの制度を知っていることが必要でしょうが，何か広報のようなものを行っておられるのでしょうか。実際に成年後見が必要とされる方々の中で，この制度を利用されている方の割合は分かれますか。

・〇〇委員：かつての禁治産の制度より件数は増えていると思います。後見状態の方が家庭の中で大切に保護され，加齢に伴い施設の利用が必要となり初めて本人の契約が必要となったとき，何か困られたときに医者や施設の職員に教授を受けて来られるケースなど，後見の必要性を感じて家裁に訪れる方がいらしゃいますので，実際に後見状態の方が家裁に申立てされているものとイコールかという点と違っていると思います。

実際に成年後見が必要とされる方々の中で，どれ位の方々がこの制度が利用されているかという点ですが，平成21年度の数値から県内認知症高齢者が約2万人お

り、そこから100分の1程度が申立てを行っているとの見方もできますが、もちろん平成21年より前に申立てをなさっている方もいると思われまして、申立件数には知的障害を理由とする件数も含まれておりますので、100分の1程度という数値になるかは不明です。しかしながら、もう少し申立てが進んでも良いかとの感触を受けています。

裁判所ではパンフレットを関係機関に配布したり、また「ばあとなあ」や「リーガルサポート」といった団体でも定期的に説明会を開いており、そこに講師として職員を派遣するなど啓蒙活動を行っています。

- ・〇〇委員：申立てを行ってから後見開始まで、どの程度の期間を要するものですか。
- ・〇〇委員：後見申立てから後見開始決定までの期間は、鑑定が必要ない場合では1か月以内のケースも多いと思います。期間については、必要書類が揃う期間や後見人候補の方が裁判所にお越し頂ける日程などとも関係してきますが、裁判所では、それぞれの事情をご相談いただければ、可能な限り早い対応を行って参ります。
- ・〇〇委員：先程の説明の中で、第三者が後見人になった場合に報酬を得られるような話も出ておりましたが、身内が後見人になった場合と報酬での違いがあればお聞かせ下さい。
- ・〇〇委員：身内の方が後見人になった場合には、報酬はないと思われる方もいますがそうではありません。身内の後見人でも報酬付与の申立てが行われればお支払いすることになります。ただ、親族の方が後見人になられた場合、例えば、子供として当然行なわなければならない部分があれば、そういった部分は勘案するため、第三者の後見人とは評価が違うと考えられます。なお、身内の方が後見人の場合、報酬付与の申立てをすることなく事実上報酬を得ることは問題もありますので、きちんと手続きを行ってほしいと考えております。
- ・〇〇委員：今後、後見申立てが増えた場合、第三者後見人の確保も必要と思いますが、宮崎の場合、弁護士や司法書士など専門の方以外が第三者後見人になられたケースがあるのでしょうか。また、そのような動向が分かりますか。
- ・〇〇委員：いわゆる市民後見人と言われる方々のことだと思いますが、宮崎ではそういった方を後見人としたケースはありません。行政、自治体などで、あるいは社協で育成を考えているところもあるのでしょうか。現在は把握しておりません。市民後見人を取り入れた例としては、東京が一番早かったと思いますが、そういった場合、社協などの出身母体を後見監督人に併せて選任をし、指導監督やサポートをしてもらうなど配慮しているように聞いております。
- ・〇〇委員：子供などの親族が後見を申し立てる場合と、市町村が申し立てる場合があるとの説明ですが、市町村が申立てを行った場合、本人との間で後見の必要性についてトラブルになったような事例はあるのでしょうか。
- ・〇〇委員：実際には民生委員の方が本人と後見につき関係を築き、実際に申立てを行う介護担当部署の担当者と民生委員の方とが面識を持った上で手続きを進めているという事例が多いので、特段トラブルはないように思います。ただ、申立てに至るまでに様々なトラブルがあつて、申立てに至らないケースもあるのかもしれない。
- ・〇〇委員：後見人の方が適正に処理を行っているかなど、時々マスコミなどで詐欺ま

がいのことが行われているなど取り上げられます。後見人が正しく処理をしているかどうかは家裁がチェックされているとは思いますが、紙ベースで提出されたものの処理や、マンパワー的にも難しい部分があるかと思いますが、どうですか。また逆のケース、後見人は適正に処理しているが、タンス預金が分からなくなったなどのトラブルが出たとき、裁判所は現場で確認していないので、そういった場合にどう対処しているかをお聞かせ下さい。

- ・〇〇委員：後見監督で報告を出すよう伝えている場合、報告の提出が遅れている事案があれば危険なので、報告書提出の催促や調査官調査を行うなどし、場合によっては審問期日を指定して後見人を召喚し、裁判所で話を聞くようにしています。報告がおかしい場合、金融機関に確認するなど可能なチェックを行っています。タンス預金などがあった場合の扱いですが、申立ての段階で、裁判所では申立て前のお金の動きもチェックしますので、おかしい動きがあれば分かりますし、本人に確認が取れる場合もありますので、タンス預金などは一度口座に入れ、お金の動きが確認できるようお願いしています。こういった中で、ある程度の動きは押さえられていると思っています。

- ・委員長：私は成年後見の手続きを直接行っていませんので報告などから知る限りであります。第三者後見人のこと、後見監督の在り方、後見制度が必要な方にどの程度利用されているかなどの問題はご指摘されているところであり、あらためて皆様方の見識の深さを思い知った次第です。裁判所も成年後見制度の利用等に関しては、広報等で努力はしているところですが、皆様にも何かの機会に成年後見制度の周知等でご協力いただければと思っています。

他にご意見はございませんか。ないようですので、次の議題に移らせてもらいたいと思います。

6 裁判所委員会についてのアンケート調査について

「地裁・家裁委員会に提言する市民の会(東京)」及び「司法改革大阪各界懇談会(大阪)」からの「第三期裁判所委員会についてのアンケート調査」に協力するで了承

7 次回予定

- ・委員長：次回の予定に移らせてもらいます。次回のテーマについてご希望等はありませんでしょうか。

希望がないようですので、今回は「成年後見制度について」、前回は「裁判員制度について」をテーマにし、近年、民事事件が議論されていないところがあり、「民事事件の動向について」をテーマに取り上げていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

- ・全員：了承

- ・次回委員会期日：平成23年5月20日(金)午後1時30分

以上